

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和5年1月11日(2023.1.11)

【公開番号】特開2020-111570(P2020-111570A)  
 【公開日】令和2年7月27日(2020.7.27)  
 【年通号数】公開・登録公報2020-029  
 【出願番号】特願2020-2449(P2020-2449)  
 【国際特許分類】

C 0 7 C 2/08(2006.01)

C 0 7 C 11/02(2006.01)

C 0 7 B 61/00(2006.01)

【F I】

C 0 7 C 2/08

C 0 7 C 11/02

C 0 7 B 61/00 3 0 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月27日(2022.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0179

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0179】

本発明においては、単回で反応器に添加される成分(C)は(C-2)成分を必須成分として含み、必要に応じて、(C-1)成分及び(C-3)成分の少なくとも1種を更に含んでもよい。

成分(C)を複数回に分けて反応器に添加する場合は、複数回の内の少なくとも1回において、成分(C)は(C-2)成分を必須成分として含み、必要に応じて、(C-1)成分及び(C-3)成分の少なくとも1種を更に含んでもよい。この場合、複数回の添加に(C-2)成分を含まず、(C-1)成分及び(C-3)成分の少なくとも1種を含む成分(C)を添加する回が含まれてもよい。ここで、本発明は、好ましくは0 ~ 45の温度範囲で、また、(C-2)成分のアルミニウム原子換算で0.05 mol/l ~ 1.5 mol/lの濃度範囲で、少なくとも、成分(A)、成分(B)及び(C-2)成分を接触させる工程(予備接触工程と言うことがある)を含むことを特徴とする。好ましい温度の下限は5、より好ましくは、10、さらに好ましくは15である。一方、好ましい上限は40、より好ましくは37、更に好ましくは35である。また前記の濃度の好ましい下限は、0.10 mol/l、より好ましくは0.12 mol/l、さらに好ましくは0.13 mol/l、特に好ましくは0.14 mol/lである。一方、前記の濃度の好ましい上限は1.2 mol/l、より好ましくは1.0 mol/l、さらに好ましくは0.8 mol/lまたは0.85 mol/l、特に好ましくは0.75 mol/l、殊に好ましくは0.7 mol/lである。

20

30

40

50